

研究倫理審査委員会運営細則

第1条（通則）

研究倫理審査委員会は共通運営細則および本細則、並びに研究倫理審査委員会内規に基づいて運営する。

第2条（目的）

本研究倫理審査委員会は、指針非該当の研究¹の口頭発表および論文投稿のため、並びに研究助成金申請等のために研究倫理審査委員会の研究許可を必要とする場合等において、研究者が審査を求める申請をした場合には、ヘルシンキ宣言および個人情報保護法に基づき倫理審査を実施する。

注1 医療従事者の臨床研究等に関わる研究の多くは法または指針に基づき実施される。そのような研究は医療機関または医学系教育機関における倫理委員会により審査されるが、そのような指針等非該当の研究は、本来は倫理審査を必要としない。しかし、論文の発表および学会誌への投稿等（特に国際学会）の場合、倫理委員会許可が必要となることが多い。

第3条（許可要件）

本研究倫理審査委員会は、研究計画書の記載内容が、下記の全ての要件を満たすとされた場合には、それを確認した上で、申請された研究並びに口頭発表および論文投稿を許可するものとする。

- ① 個人情報、他機関において既に匿名加工情報とされている
または本人および代諾者によく説明した上で同意を得ている
- ② 人体から採取された試料を用いない
- ③ 観察研究またはアンケートは、人体への負荷を伴わない
- ④ 被験者に心理的苦痛や不利益をもたらさないと想定される
- ⑤ 同意撤回の自由が認められている
- ⑥ 公的研究助成金及び本研究倫理審査委員会がそれに該当すると認める助成金以外の利益相反がない

第4条（申請費用）

本研究倫理審査委員会への申請案件については審査に対する料金は課さないものとする。

附則

本細則は、常任理事会の承認を経て2023年7月23日より施行する。